

高松市移動図書館車広告募集要項

1 目的

この募集要項は、中央図書館が管理する移動図書館（以下「移動図書館」という。）の車体を利用した広告を有料で掲載することに関して、高松市広告掲載要綱（平成18年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。移動図書館車への広告掲載を申込みされる方（以下「申込者」という。）は、この要項をよく読み、各事項を承知の上、お申込みください。

2 申込者の資格

- (1) 市内に事業所、店舗等を有する個人、法人で引き続き3年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者
※この募集は、自ら直接行う事業の広告を募集するものです。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれにも該当しないものであること。
- ア 代表一般役員等（代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）が暴力団員である者又は暴力団員が経営に事実上参加している者
- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるため、暴力団を利用している者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与える、又は便宜を供与している者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (4) 申込書提出期限の時点で高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3 広告を募集する車両

車名	ララ号	ララ2号	ララ3号
納入年月日	平成24年3月28日	平成27年3月13日	平成18年2月3日
車体	いすゞエルフ	日野	ニッサンシビリアン
全長	6,990mm	6,190mm	6,990mm
車幅	2,160mm	2,050mm	2,100mm
車高	2,630mm	2,820mm	2,810mm
乗車定員	3人	3人	3人
エンジン	ディーゼル4,000cc	ディーゼル4,000cc	ディーゼル4,899cc
積載図書冊数	3,500冊	2,800冊	3,500冊
年間走行距離	5,000km	5,100km	5,100km
年間走行日数	160日	160日	160日

※広告は車両ごとに募集します。

※年間走行距離は令和6年度実績、年間走行日数は令和8年度見込みです。記載の数値を必ずしも保証するものではありません。（車検等による整備・修理のため、年間走行距離・年間走行日数が少なくなる場合があります。）

※車両は、いずれも高松市中央図書館移動図書館係（牟礼図書館内）を起点として、計画に基づいた巡回ルートを走行します。（別紙 令和8年度移動図書館巡回日程表参照）

4 広告の掲載期間

令和8年4月（予定）から、原則1年

5 広告掲載箇所、広告掲載面積、広告取扱最低額等

- (1) 広告掲載箇所、広告掲載面積、広告取扱最低額は別表第1のとおりです。
- (2) 広告主は、図書館が指定する日までに広告掲載料を一括納付していただきます。
- (3) 納入された広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載の開始又は継続ができない場合はこの限りではありません。

6 広告の掲載方法

- (1) フィルムシート貼付による車体広告とします。（車体塗装はできません。）
- (2) フィルムシートは、掲載期間中に剥がれたり、撤去の際に車体の塗装及び既存のカッティングシートが剥離したりしない品質のものを使用してください。
- (3) フィルムシートの施工者は、高松市に屋外広告業の登録をしている者に限ります。

- (4) 車両の左右側面には外書架用扉が、後面には観音開きの扉があり、扉の取手とフックの部分にはフィルムシートを貼付できませんので、一部加工が必要です。
- (5) フィルムシートは、広告主がその負担により製作及び貼付していただきます。なお、貼付された広告内容が、広告掲載決定時の広告原稿案と異なる等修正が必要な場合は、広告主に広告の修正をしていただきます。
- (6) 広告の掲載及び撤去は、移動図書館車の使用に支障が生じないよう中央図書館と協議の上、作業日時を決定するものとします。
- (7) 広告の右上又は左上に**有料広告**の表示をお願いします。また、広告主の名称及び固定電話の番号を明記してください。

7 広告の範囲等

(基本原則)

移動図書館車に掲載する広告は、広告主の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民等への生活情報の提供に資するものとし、その基本原則は次のとおりとします。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることがないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 本市条例及び関係法規を遵守したものであること。

(掲載しない広告)

移動図書館車に掲載しない広告は、内容が前記の基本原則に反するもののほか、次のとおりとします。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 求人広告に類するもの
- (6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 国政世論が大きく分かれるもの
- (10) あたかも高松市が推奨しているかのような表現を含むもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、移動図書館車に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

8 申込等スケジュール

① 募集要項の公表	令和8年2月16日（月）
② 質問書の受付期間	令和8年2月17日（火）から 令和8年2月24日（火）正午まで
③ 質問書に対する回答	令和8年2月26日（木）
④ 申込書の提出期間	令和8年2月27日（金）から 令和8年3月13日（金）午後5時まで

9 申込方法等

申込者は、高松市移動図書館車広告申込書その他必要書類を郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出してください。

提出期間等は次のとおりです。

（1） 提出期間

令和8年2月27日（金）から
令和8年3月13日（金）午後5時まで

（2） 提出場所、お問い合わせ先

〒761-0121 高松市牟礼町牟礼130-2
高松市中央図書館 移動図書館係（牟礼図書館内）
電話：080-2434-4348 FAX：087-845-4113

（3） 質問及び回答

- 募集に関する質問がある場合は、FAXで令和8年2月24日（火）正午までに質問書（様式3）を高松市中央図書館移動図書館係にFAX（087-845-4113）で提出してください。
- 質問書受領後速やかに質問書提出者に回答し、質問及び回答の全件を令和8年2月26日（木）中に、高松市のホームページ「図書館からのお知らせ」で公開します。
ホームページアドレス

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/toshokan/index.html>

（4） 応募書類

- 高松市移動図書館車広告申込書（様式1）
- 申込者の事業（会社）概要【パンフレット等で差し支えありませんが、会社名、創業年月日、所在地（本社、本店、市内の事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須です。（補記可）】
- 個人：住民票の写し【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ④ 個人：市税の滞納無証明書
法人：市税の滞納無証明書、法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（直近のもの）
- ⑤ 企画書（任意様式）
広告原稿案【カラー・A3サイズにおさまるよう縮小したもの】
施工方法・施工時期等
- ⑥ 誓約書（様式2）
- ⑦ 事業報告書又はこれに類するもの（直近の事業年度分）

10 広告主の決定方法等

（1）決定方法

- ① 要綱第10条に規定する優先順位に従って、掲載決定を行います。
- ② 同順位の申込者が複数いた場合には、最も高い広告掲載料を提示した者を掲載事業者に決定します。
ただし、提案された広告に関する企画書等の内容（広告の概要、設置、広告の範囲、手続等）について不備がないか審査するものとします。

（2）決定結果通知

決定結果は、全参加者へ通知します。

11 広告掲載の決定の取消し

- （1）次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消します。
 - ア 本市の業務上やむを得ないと認めるとき。
 - イ 指定する期日までに契約締結の手続を行わなかったとき。
 - ウ 要綱等に反すると認められるとき。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、特に広告掲載をすることが適当でないと判断したとき。
- （2）（1）のアからエまでに該当して取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しません。

12 原状回復

広告主は、広告掲載期間が満了したとき、又は11の（1）により広告掲載の決定が取り消されたときは、速やかに広告を撤去し、移動図書館車を原状に復していただきます。

13 広告主の責務

広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負う

ものとします。

1.4 その他

- (1) 応募書類の作成・提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) この要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします。

別表第1 (第5関係)

車種	広告掲載箇所	広告掲載面積 (m ²) (縦×横 (cm))	広告取扱最低額 (円)
移動図書館 ララ号	左側面	4.29 (130×330)	
	右側面	4.03 (130×310)	
	後面	0.60 (60×100)	
	上記3面合計	8.92 (上記のとおり)	年額 88,800 月額 7,400
移動図書館 ララ2号	左側面	3.78 (140×270)	
	右側面	3.78 (140×270)	
	後面	0.60 (60×100)	
	上記3面合計	8.16 (上記のとおり)	年額 81,600 月額 6,800
移動図書館 ララ3号	左側面	4.76 (140×340)	
	右側面	4.90 (140×350)	
	後面	0.65 (50×130)	
	上記3面合計	10.31 (上記のとおり)	年額 102,000 月額 8,500

※別途消費税及び地方消費税がかかります。

※各車両とも3面全てが対象となります。広告掲載面積以内におさめてください。

移動図書館広告のイメージ図

(1) ララ号

広告掲載箇所イメージ

左側面



右側面



後面



(2) ララ2号

広告掲載箇所イメージ

左側面



右側面



後面



(3) ララ3号

広告掲載箇所イメージ

左側面



右側面



後面



※広告掲載箇所は、車両の左右両側面と車両後面の3面です。